

[各論Ⅰ] 所得税抜本改革先送りの 2017年度小粒税制改正

片桐 正俊

中央大学名誉教授

2017年度税制改正の特徴

2017年度税制改正は、安倍政権の働き方改革を弥縫する配偶者控除・配偶者特別控除の見直しと、アベノミクス再加速のための研究開発税制及び所得拡大促進税制の見直しや中小企業向け設備投資促進税制の拡充等しか目立つものがない、所得税抜本改革先送りの小粒の税制改正となった。

では何故このような税制改正になったのか。政府は、すでに景気停滞への配慮と政治的思惑から、消費税率10%への引上げを2017年4月から19年10月に再延期した。この消費増税延期に伴い、酒を除く飲食料品の消費税率を低く抑える軽減税率や住宅購入の優遇制度など関連税制も軒並み先送りした。このため、2017年度は消費税制度に何も手を付けていない。法人税に関しては、アベノミクス推進と企業の国際競争力強化の観点から、法人税率の引下げ等の大きな税制改正を既に行っている。

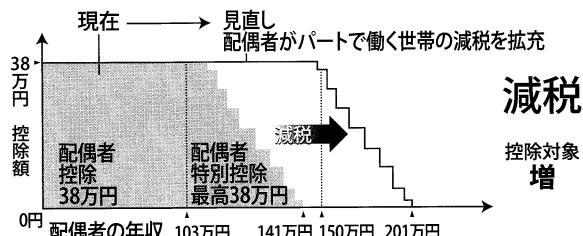
ただ、もう1つの基幹税である所得税に関しては、これまで部分的な見直ししか行われていない。そこで、2016年9月9日安倍首相は政府税制調査会総会で「所得税は構造的な変化が求められている。多様な働き方に中立的な仕組みを作る必要がある」と表明した。宮沢自民党税調会長も17年度税制改正について、配偶者控除を含めて「所得税の大改革に取り組む」と表明した。茂木自民党政調会長は、「働き方に中立的な制度にしていくべき」、「夫婦

控除の新設を検討する」と表明した。しかし、安倍官邸と公明党は、配偶者控除を廃止して夫婦控除に置き換えるべきだとの判断に立ったため、結局配偶者控除は廃止されるどころか、妻の年収要件を「103万円以下」から「150万円以下」に広げる弥縫的な見直しになってしまった。

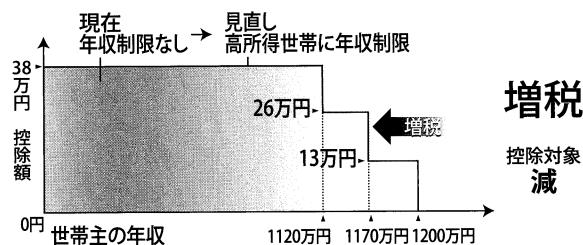
非正規労働が拡大し、賃金が伸び悩み、経済的格差が拡大している中で、所得税の再分配機能を大きく改善するための抜本改革が喫緊の課題となっていることからすれば、税制改正大綱に「数年かけ、基礎控除をはじめとする人的控除等の見直し等の諸課題に取り組む」とは書き込んであるものの、その真剣度が問われている。選挙睨みの政治的判断により、税制改正の目玉とされた配偶者控除の見直しが、上述のような形で終息してしまった。加えて、息切れ状態になっているアベノミクスを再加速させる狙いから、2017年度税制改正では、研究開発税制及び所得拡大税制の見直しや中小企業向け設備投資促進税制の拡充等を行うとしている。

2017年度税制改正の内容としては、(1)個人所得課税では、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し、積立NISAの創設、(2)資産課税では、居住用超高層建築物に係る課税の見直し等、(3)法人課税では、研究開発税制の見直し、所得拡大促進税制の見直し等、(4)消費課税では、酒税改革、車体課税の見直し等、(5)国際課税では、外国子

図1 配偶者控除の見直し パート世帯は減税、高所得者世帯は増税



	世帯主の年収	税額	増減税幅	夫婦と子ども2人(大学生と高校生)。税額は所得税と住民税の合計。財務省の試算
減税	Aさん家族 500万円	15.9万円	-5.2万円	
	Bさん家族 1000万円	97.9万円	-10.9万円	
増税	Aさん家族 1500万円	261.2万円	15.8万円	



世帯主と配偶者の年収によって控除額はこう変わる												
配偶者の年収(万円)	配偶者控除	配偶者特別控除										
		~150	~155	~160	~167	~175	~183	~190	~197			
年収世帯主の年収(万円)	~1120	38万円	38	36	31	26	21	16	11	6	3	—
	~1170	26	26	24	21	18	14	11	8	4	2	—
	~1220	13	13	13	11	9	7	6	4	2	1	—
	1220~	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

(出所)『朝日新聞』(朝刊) 2016年12月9日付。

会社合算税制の見直しが含まれている。以下順に検討する。

働き方改革、所得再分配機能強化の本筋ではない配偶者控除の見直し、及び積立NISAの創設

働き方改革の一環として2017年度税制改革の目玉となるはずであった配偶者控除の見直しは、配偶者控除を廃止し夫婦控除に置き換える改革となるように一時は思われたが、政治的思惑からその案は頓挫し、配偶者控除の対象となる配偶者の年収上限を103万円から150万円に18年1月から引き上げる改正案となって終息した。こうした配偶者控除の見直しに伴って、配偶者特別控除も見直されることになった。配偶者の年収上限が150万円を超えていきなり控除額が消失するのではなく、配偶者の年収が約201万円で消失するまでは遞減していく特別控除制度になった。

なお、上述のように配偶者控除及び配偶者特別控除を見直すと、大幅な減収になるので税収中立の改革にするために、配偶者控除を受ける世帯主に年収制限を課すことになった。世帯主の年収が1120万円を超えると、控除額が遞減して行き、1220万で消失する制度となった。財務省の試算では、約300万のパート世帯が減税となり、世帯主の年収が1220万円を超える世帯など100万世帯が

増税となる。

以上を図で示すと、図1のようになる。ただ、今回の配偶者控除と配偶者特別控除の見直し方については、早くも次のような疑問が出されている。

第1に、そもそも配偶者控除の見直しは、女性の働き方改革の一環として提起されてきたのに、パート主婦(配偶者)の年収上限を103万円から150万円に引き上げても、パート主婦が基礎控除と配偶者控除の二重控除を受けるために、多少のパート就労増加になるとしてもとても働き方改革にはなりえず、150万円という新たな壁を作ったに過ぎず、問題は全く解決していない。第2に、パート主婦の就労拡大を妨げているのは、配偶者の妻の年収制限だけではない。パート主婦の年収が130万円以上になると社会保険料等を納めねばならなくなる「130万円の壁」がある。加えて2016年10月からは501人以上の企業で働く等の条件を満たすパート主婦には106万円から社会保険料の負担が生じており、新たに「106万の壁」ができた。したがって、社会保険料負担と税との調整のないままに、配偶者控除対象のパート主婦の年収上限を引き上げても、その就労拡大の効果はあまり期待できない。第3に、企業は配偶者の年収上限を103万円あるいは130万円として配偶者手当を支給しており、これもパート主婦の就労拡大を妨げる要因になっているので、企業とも連携した税制改正になら

ないと、女性の就労拡大を税制改正だけで後押ししようとしても目的の達成は難しい。第4に、経済的格差が広がる中で、所得税の再分配機能の強化が喫緊の課題となっている点に照らせば、配偶者控除を廃止して夫婦控除（所得控除よりも税額控除）に向けた改革に踏み出すべきチャンスであったのに、2017年度配偶者控除の見直しは、むしろそれに逆行するものとなってしまった。

もう1つ所得税改正で注目すべきは、積立NISA（少額貯蓄非課税制度）の創設である。これは、積立・分散投資に適した一定の投資信託に対して、年間40万円まで配当などに対する税が20年間かからない制度である。2014年に始まった現行NISAは投資上限が年間120万円で、非課税期間は5年である。NISA用口座開設は1000万口座を超えており、約500万口座しか利用されておらず、60歳以上の人への利用が多い。積立NISAは、将来の資産形成に向けて若年層の投資を促すことを狙いとしている。ただし現行NISAを利用している場合は、併用できない。なお、これらの他に2016年度から始まったジュニアNISAもある。NISAが乱立気味で新たな積立型NISAの利用が広がるかどうかは分らない。現行NISAは非課税期間が5年と短いので、積立型一本のNISAに整理することが望ましい。

新築タワーマンション高層階増税

概ね20階建てに相当する高さ60mを超え、2017年1月2日以降に完成した新築マンションに対して、高層階の所有者が支払う固定資産税と都市計画税を2018年度から見直す。具体的には、中間階を起点に1階上がるごとに0.26%の増税となり、逆に1階下がるごとに0.26%の減税となる。現在の面積が同じでも値段の高い高層階の部屋と安い低層階の部屋と同じ固定資産税と都市計画税を支払うのは不公平との批判を考慮したものである。また、相続税の算定にも固定資産税の評価額を用いるので、値段の高い高層階の部屋を子供が相続すると、相続税の割合も相対的に低くなる。その後に部屋を売れば、現金のまま相続するより

税負担が軽くなる。このため、今回の見直しは富裕層の節税への対策にもなる。

研究開発税制、所得拡大促進税制の見直しで中小企業への投資減税拡大

アベノミクスを再加速するために、大企業に比べて景況感の改善が鈍い中小企業に投資減税を拡大することで、設備投資や賃上げを促そうとしている。

（1）研究開発税制の見直し

研究開発費の増額が大きいほど、減税率も大きくなる。中小企業の場合は費用の12%分が減税されていたが、見直し後は12～17%分の減税になる。大企業は8～10%分だった減税率が6～14%分になる。減税対象もこれまで製造業を中心だったが、人口知能（AI）やビッグデータ等を活用したサービスの開発を加える。中小企業向けの設備投資減税では、高効率の空調や業務用大型冷蔵庫など対象設備を広げ、サービス業の利用が増えるようにする。

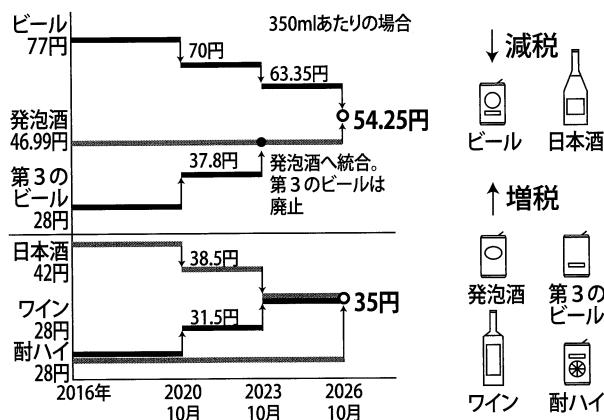
（2）所得拡大促進税制の見直し

賃上げすると法人税負担を軽くする「所得拡大促進税制」は、中小企業に手厚くする。これまで、企業規模にかかわらず賃上げ総額の10%分を減税していたが、2017年度は前年度比賃上げ率2%以上の中小企業は22%分を減税する。ただ、中小企業がこうした優遇税制で2%以上の賃上げに踏み切るかどうかは分らない。なお、大企業で賃上げ率が2%未満の場合には減税対象から外す。

ビール系酒税の段階的一本化

ビール系酒税の税額が図2のように段階的に一本化される。現在のビール系飲料の350ミリリットル当たりの税額は、ビールが77円、発泡酒が46.99円、第三のビールが28円となっている。これを、2020年10月から3段階でそれぞれ税額差を縮め、2026年10月に54.25円にそろえる。ビール系飲料以外の種類も税額を統一する。現在日本酒

図2 酒税の見直し ビール・日本酒は減税、ワイン・酎ハイは増税



(出所)『朝日新聞』(朝刊) 2016年12月9日付

の税額は42円でワインは28円であるが、2023年までに2段階で35円に統一する。現在税額が28円のチューハイやハイボールも2026年10月に35円に引き上げる。結果、ビールと日本酒は減税、発泡酒と第三のビール、ワインは増税となる。

ビール大手会社はこのビール減税を見据えて、ビールブランドの強化に乗り出している。

また、ビール大手会社はこれまで値下げやシェア争いを繰り広げ、海外メーカーに対抗できるような商品開発に遅れを取っていたが、ビール系飲料の合計販売量は12年連続マイナスであり、今回のビール系酒税の一本化を機に、海外市場の開拓に目を向けるのではないか。

エコカー減税の段階的縮小

エコカー減税は、燃費性能に応じて都道府県税の自動車取得税や国税の自動車重量税を20～100%割り引く制度である。現在新車販売台数の9割が対象となっている「エコカー減税」の基準を厳しくし、対象を2017年度は8割、18年度は7割に減らす。最初は一部だった対象車が現在では新車のほとんどになってしまい、特別に減税する意味が薄れてしまったものの、地球温暖化対策は一層推進する必要があるので、エコカー減税の基準を厳しくし、もっと環境性能の良い車の開発をメーカーに促す改正となつた。

減税の対象は、自動車取得税では2017年度に「15年度燃費基準」を10%上回る車に、18年度

には「20年度基準」以上の車に段階的に絞り込む。減税対象の中でも免税の車は、18年度には20年度基準を40%以上上回る車に限定する。クリーンディーゼルは免税を維持する。自動車重量税も同様の基準で厳しくして、減税対象車を絞り込む。

海外子会社の課税強化

企業が法人実効税率の低い国・地域に事業実態のないペーパーカンパニーを設置し、課税逃れを図るのを防ぐための対策を強化する。現在日本の企業が海外に置く子会社に適用される法人税の実効税率が20%未満の場合に限り、子会社の得た所得を日本の親会社に合算して課税している。これを見直し、子会社の事業実態がペーパーカンパニーと認められる場合には、20%以上でも所得を合算することで課税を強化する。法人実効税率が日本(29.97%)より高い国や地域は対象外とするが、新たに中国、韓国、オランダなどに置いた子会社が対象となる。また、海外子会社が得ている配当や利子、有価証券の譲渡益などの所得に事業実態の裏付けがない場合は、日本からの課税対象に含める。

所得再分配機能強化の抜本改革を!

政府税制調査会でも経済格差問題に対応するために所得再分配機能の強化が重要課題とされているが、政治の場における税制改正においては、2015年度、16年度とそのための所得税の抜本改革が見送られている。2017年度は働き方改革と関連させて配偶者控除の見直しを突破口に所得税の抜本改革が進められるのではないかとの期待もあったが、掛け声だけに終った。配偶者控除の見直し問題は全く解決されていない。また、働いている富裕な高齢者に認められている「公的年金等控除」を見直すこと等も課題となっている。さらに、所得税の再分配機能を回復するには、現在の人的控除等で採用されている所得控除方式から税額控除方式への移行等の抜本的見直しが必要となる。政治家は政治的思惑で所得税の抜本改革を先送りせずに、所得再分配機能の強化に正面から取り組まねばならない。

(かたぎり まさとし)